

福島市新庁舎建設基本構想

福島市新庁舎建設基本構想

平成14年3月

発行/福島市総務部 新庁舎建設準備室

〒960-8601 福島市五老内町3-1

TEL 024-535-1111(代表)

この冊子は再生紙を使用しています。

平成14年3月



福島市



福島市新庁舎建設基本構想

はじめに

本市の庁舎は、市制施行の明治40年に現在の市立第一小学校東側付近に配されて以来、時代の移り変わりの中で、昭和18年に本町の旧「福ビル」に移転しました。その後、昭和27年に現在地に建設され、近隣町村の合併や社会情勢の変化に伴う機構改革、行政需要の拡大などから、数次にわたり増改築を行って参りました。

しかしながら、本市の現庁舎は、老朽化が著しく、極めて狭隘なため、市民の利用に不便をきたしている状況にあります。

一方、近年のわが国における少子・高齢社会の到来や、地球規模での環境・資源の問題、防災意識の高揚、さらには高度情報化や広域行政への対応など、本市のみならず、地方自治体を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しており、行政サービスは複雑・多様化し、新たな行政需要はますます増大しています。

また、地方分権が進む中で、地方自治体の果たす役割・責任も極めて増大し、地方自治体の「自立」が叫ばれる今日、新たな行政需要に対応できる行政システムの確立やそれらの拠点となる公共施設の整備・充実は大変重要となってきました。

それとともに、今後の行政需要には市民やNPO* 等との協力関係によって対応していくことも必要とされています。

このような状況の中で、市民サービスの向上をはじめ、防災の拠点づくりや情報化に対応した高度な行政サービスの提供、市民参加の誘導、行政機能の効率化等を図る上からも、新庁舎の建設は早急に取り組まなければならない本市の重要な課題となっています。

しかし、その建設にあたっては、右肩あがりの経済成長や人口増加が期待できない状況下を踏まえ、適正規模の庁舎としていくことが必要です。

本市では、昭和51年に「福島市総合計画基本計画」に新庁舎建設事業を組み入れ、庁舎整備基金の積み立てを行うとともに、広く市民、有識者等の意見を求めながら、庁舎の機能やそのあり方などについて調査・検討を進めて参りました。また、市議会におきましても庁舎建設にかかわる特別委員会を設置し、調査・報告がなされたのをはじめ、庁内においては庁舎建設調査委員会を設け、専門的な観点から調査・研究を行って参りました。

この基本構想は、これらの調査・検討結果を踏まえ、市民サービス、まちづくり、広域連携の観点から、防災・環境・交通・情報化・ユニバーサルデザイン*などの各分野における専門的な検討も含め、21世紀にふさわしい市民に開かれた親しみやすい市庁舎建設の指針となる基本的事項について取りまとめたものです。

平成14年 3月 福 島 市

*NPO

非営利目的で公益活動を行う組織。法に基づく特定非営利活動法人の認定制度があるが、ここでは公益的活動を行う市民組織等を広く示すこととする。

*ユニバーサルデザイン

全ての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザイン。バリアフリーよりも包括的な考え方を指す。